

3 介護予防事業について

(1) 介護予防特定高齢者施策について

①平成20年度以降の生活機能評価について

- 介護保険法に基づき、地域支援事業の特定高齢者把握事業として実施する生活機能評価については、平成18年度及び平成19年度においては、老人保健法に基づく基本健康診査の一環として実施し保健事業費負担金の対象としているところであるが、先般の医療制度改革に伴い老人保健事業が廃止されるため、平成20年度からは地域支援事業交付金の対象となる。
なお、実施方法については、別途、地域支援事業実施要綱にて通知することとしているが、現在、4月施行に向け準備を進めているところであり、別添資料や平成19年9月11日に開催した第3回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会等において示した内容に基づいて当面は準備をお願いしたい。
- 第3回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会資料において、平成20年度以降の生活機能評価の費用徴収については今後お示しするとしてきたところであるが、要介護状態等となるおそれの高い高齢者を早期に発見し、適切かつ安全にサービスを提供することによって介護予防を推進することは市町村の責務であり、受益者負担の考え方にも馴染まないことや利用料を徴収することが特定高齢者把握事業の利用抑制につながることが懸念されることから、平成20年度以降の特定高齢者把握事業については要綱を改正し、利用料を徴収しないこととする予定である。

②介護予防事業の実施担当者である管理栄養士の取扱いについて

- 介護予防事業の実施担当者である管理栄養士については、平成20年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士も含むとしているところであるが、現在、その期間を延長する予定で検討しており、今後、地域支援事業実施要綱でお示しする予定である。

(2) 継続的評価分析等事業について

- 平成18年4月の介護保険制度の見直しにおいては、改正介護保険法附則に「政府は、改正介護保険法の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況を勘案し、費用に対する効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の規定が盛り込まれたところである。
- 現在、全国83市町村の地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメントを実施した特定高齢者及び要支援者について、サービス開始後3ヶ月毎にサービスの利用状況、心身の状況等に関する情報を収集し、オンラインにて定期的に厚生労働省にデータを送信いただいているところである。
今後、厚生労働省において平成20年秋頃を目途に介護予防サービスを受けた高齢者的心身の状態や活動状況の変化の分析及び介護予防の費用に対する効果の分析について中間とりまとめを行い、平成21年3月末を目途に最終的なりまとめを行うこととしている。
- 今後のスケジュール（予定）
 - ・平成19年 1月 調査開始(市町村)
調査結果を厚生労働省にオンライン送信（市町村）
 - ・平成19年度内 報告データの仮集計（厚生労働省）
 - ・平成20年秋頃 報告データの集計・分析（厚生労働省）
中間とりまとめ
 - ・平成21年1月末 調査終了（市町村）
 - ・平成21年3月末 調査結果のオンライン送信終了（市町村）
最終とりまとめ(厚生労働省)